

議案第131号

港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

1 給料表の改定

給料月額を引き上げます。

【特定任期付職員給料表における給料月額差額】

号給	現行	改正案	改定後給料月額差額
1	392,000 円	408,000 円	16,000 円 (4.1%) 増
2	433,000 円	451,000 円	18,000 円 (4.2%) 増
3	483,000 円	503,000 円	20,000 円 (4.1%) 増
4	544,000 円	566,000 円	22,000 円 (4.0%) 増
5	614,000 円	639,000 円	25,000 円 (4.1%) 増
6	697,000 円	725,000 円	28,000 円 (4.0%) 増
7	789,000 円	821,000 円	32,000 円 (4.1%) 増

2 特別給（期末手当・勤勉手当）の支給月数の改定

年間の支給月数を 0.05 月引き上げます。

常勤職員同様、期末手当及び勤勉手当に、それぞれ 0.025 月割り振ります。

なお、各支給月における期末手当及び勤勉手当の内訳は、別紙のとおりです。

【期末・勤勉手当年間支給月数（特定任期付職員）】

区分	現行	改正案
特定任期付職員	3.85月	3.90月

3 施行期日

1 及び 2（令和7年12月支給分）については公布の日、2（令和8年度以降支給分）については令和8年4月1日

4 適用期日

1 については令和7年4月1日、2（令和7年12月支給分）については同年12月1日

各支給月における期末手当及び勤勉手当の支給月数について

特定任期付職員

単位：月

現行				改正案（令和7年12月支給）				改正案（令和8年度以降支給）			
区分	6月	12月	合計	区分	6月	12月	合計	区分	6月	12月	合計
期末	1.00	1.00	2.00	期末	1.00	<u>1.025</u>	<u>2.025</u>	期末	<u>1.0125</u>	<u>1.0125</u>	2.025
勤勉	0.925	0.925	1.85	勤勉	0.925	<u>0.95</u>	<u>1.875</u>	勤勉	<u>0.9375</u>	<u>0.9375</u>	1.875
合計	1.925	1.925	3.85	合計	1.925	<u>1.975</u>	<u>3.90</u>	合計	<u>1.95</u>	<u>1.95</u>	3.90

港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表（第一条関係）

改正案	現行
（前略） （特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用） 第五条 特定任期付職員に対する港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号。以下「給与条例」という。）第三条、第十八条の三第一項及び第二項、第二十条、第二十一条第二項、第二十一条の四第二項並びに第二十一条の五第一項の規定の適用については、給与条例第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十九年港区条例第四十三号。以下「任期付職員採用条例」という。）第四条の規定」と、給与条例第十八条の三第一項中「第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「任期付職員採用条例第四条第一項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第十八条の三第二項中「第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第二十条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四	（前略） （特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用） 第五条 特定任期付職員に対する港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号。以下「給与条例」という。）第三条、第十八条の三第一項及び第二項、第二十条、第二十一条第二項、第二十一条の四第二項並びに第二十一条の五第一項の規定の適用については、給与条例第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十九年港区条例第四十三号。以下「任期付職員採用条例」という。）第四条の規定」と、給与条例第十八条の三第一項中「第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「任期付職員採用条例第四条第一項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第十八条の三第二項中「第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第二十条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四

条に規定する」と、給与条例第二十一条第二項ただし書中「第九条の二第二項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百十」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百二・五」と、給与条例第二十一条の四第二項中「第九条の二第二項の規定に基づき指定する職員にあつては百分の百三十七・五」とあるのは「特定任期付職員にあつては百分の九十五」と、給与条例第二十一条の五第一項中「第九条の二第二項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。

(中略)

別表第一(第四条関係)

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
一	四〇八、〇〇〇円
二	四五一、〇〇〇円
三	五〇三、〇〇〇円
四	五六六、〇〇〇円
五	六三九、〇〇〇円
六	七二五、〇〇〇円
七	八二一、〇〇〇円

条に規定する」と、給与条例第二十一条第二項ただし書中「第九条の二第二項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百七・五」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百」と、給与条例第二十一条の四第二項中「第九条の二第二項の規定に基づき指定する職員にあつては百分の百三十五」とあるのは「特定任期付職員にあつては百分の九十二・五」と、給与条例第二十一条の五第一項中「第九条の二第二項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。

(中略)

別表第一(第四条関係)

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
一	三九二、〇〇〇円
二	四三三、〇〇〇円
三	四八三、〇〇〇円
四	五四四、〇〇〇円
五	六一四、〇〇〇円
六	六九七、〇〇〇円
七	七八九、〇〇〇円

別表第二（略）	別表第二（略）
付 則 （施行期日等） 1 この条例中第一条及び次項から付則第四項までの規定は公布の日から、第二条の規定は令和八年四月一日から施行する。 2 第一条の規定（第五条の改正規定を除く。）による改正後の港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定は、令和七年四月一日から適用する。 3 第一条の規定（第五条の改正規定に限る。）による改正後の港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定は、令和七年十二月一日から適用する。 （委任） 4 この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。	

港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表（第二条関係）

改正案	改正前
（前略） （特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用） 第五条 特定任期付職員に対する港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号。以下「給与条例」という。）第三条、第十八条の三第一項及び第二項、第二十条、第二十一条第二項、第二十一条の四第二項並びに第二十一条の五第一項の規定の適用については、給与条例第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十九年港区条例第四十三号。以下「任期付職員採用条例」という。）第四条の規定」と、給与条例第十八条の三第一項中「第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「任期付職員採用条例第四条第一項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第十八条の三第二項中「第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第二十条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四	（前略） （特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用） 第五条 特定任期付職員に対する港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号。以下「給与条例」という。）第三条、第十八条の三第一項及び第二項、第二十条、第二十一条第二項、第二十一条の四第二項並びに第二十一条の五第一項の規定の適用については、給与条例第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十九年港区条例第四十三号。以下「任期付職員採用条例」という。）第四条の規定」と、給与条例第十八条の三第一項中「第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「任期付職員採用条例第四条第一項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第十八条の三第二項中「第九条の二第一項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第二十条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四

条に規定する」と、給与条例第二十一条第二項ただし書中「第九条の二第二項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百八・七五」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百一・二五」と、給与条例第二十一条の四第二項中「第九条の二第二項の規定に基づき指定する職員にあつては百分の百三十六・二五」とあるのは「特定任期付職員にあつては百分の九十三・七五」と、給与条例第二十一条の五第一項中「第九条の二第二項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。

(後略)

付 則

(施行期日等)

1| この条例中第一条及び次項から付則第四項までの規定は公布の日から、第二条の規定は令和八年四月一日から施行する。

2| 第一条の規定(第五条の改正規定を除く。)による改正後の港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定は、令和七年四月一日から適用する。

3| 第一条の規定(第五条の改正規定に限る。)による改正後の港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

条に規定する」と、給与条例第二十一条第二項ただし書中「第九条の二第二項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百十」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に百分の百二・五」と、給与条例第二十一条の四第二項中「第九条の二第二項の規定に基づき指定する職員にあつては百分の百三十七・五」とあるのは「特定任期付職員にあつては百分の九十五」と、給与条例第二十一条の五第一項中「第九条の二第二項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。

(後略)

(委任)

4 この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。